

大和市条例第3号

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大和市いじめ問題対策調査会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び同法第28条第1項の規定に基づき、市立学校における同項の重大事態につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	9以内
大和市いじめ問題再調査会	いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	5以内

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第68号を第70号とし、第51号から第67号までを2号ずつ繰り下げ、第50号を第51号とし、同号の次に次の1号を加える。

(52) いじめ問題対策調査会の委員

第1条中第49号を第50号とし、第8号から第48号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) いじめ問題再調査会の委員

第2条第1項中「第67号」を「第69号」に改め、同条第2項中「前条第68号」を「前条第70号」に改める。

別表中第67号を第69号とし、第51号から第66号までを2号ずつ繰り下げ、第50号を第51号とし、同号の次に次の1号を加える。

52	いじめ問題対策調査会の委員	専門委員	医師	日額	23,000
			上記以外の専門委員	日額	14,000
		上記以外の委員		日額	8,900

別表中第49号を第50号とし、第8号から第48号までを1号ずつ繰り下げる、第7号の後に次の1号を加える。

8	いじめ問題再調査会の委員	医師	日額	23,000
		上記以外の委員	日額	14,000